# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	国民年金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

墨田区長

### 公表日

令和5年6月26日

関連情報	
1.特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
事務の名称	国民年金に関する事務
事務の概要	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。  1 国民年金法に基づ〈事務 ・ 届書の受理及び報告(第1号被保険者に係る届書に限る。) ・ 任意脱退申請の受理 ・ 任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・ 裁定請求の受理及び事実の審査(第1号被保険者期間を有する者に限る。) ・ 障害基礎年金額改定請求の受理 ・ 保険料免除に係る届書・申請の受理及び事実の審査 ・ 学生の納付特例及び若年者納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・ 対保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む。)の受理及び事実の審査 ・ 被保険者又は受給権者に係る届出(福祉年金を含む。)の受理及び事実の審査 ・ を生生活者支援給付金の支給に関する法律に基づ〈事務 ・ 支給対象者の所得情報の提供 ・ 請求書類の受理、事実の審査及び送付
システムの名称	<ul><li>1 国民年金システム</li><li>2 団体内統合宛名システム</li></ul>
2.特定個人情報ファイル	名 ·
国民年金情報ファイル	
3.個人番号の利用	
	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)

法令上の根拠

第9条第1項及び別表第1の31、83、95の項

・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2

#### 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施の有無	[ 実施しない	1	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
-------	---------	---	---------------------------------------

法令上の根拠

#### 5.評価実施機関における担当部署

部署	区民部国保年金課
所属長の役職名	国保年金課長

#### 6.他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

墨田区区民部国保年金課国民年金係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 請求先 電話:03-5608-6129

#### 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	連絡先	墨田区区民部国保年金課国民年金係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話:03-5608-6129
--	-----	---

## しきい値判断項目

1.対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
		令和	15年5月22日 時点					
2. 取扱者	2.取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和	15年5月22日 時点					
3.重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

## しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## リスク対策

1.提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価 施機関に・	•	<b>直点項目</b> 頁点重	福書又は全項	3) 基礎項目評価	西書及び 西書及び	
2.特定個人情報の入手(*	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。	, )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3.特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	]	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢 > 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4.特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5 . 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を		I	]提供・移転しない
不正な提供·移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6.情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接線	しない(入手)	I	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7.特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	1		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8.監査							
実施の有無	[ ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ]	外部監	
9.従業者に対する教育・日	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	CIIS

変更箇		******	<b>東京体の灯筒</b>	40 (1) p+ 60	
変更日	項目 対象人数 いつの時点の計数	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日 平成30年3月31日	か 取扱者数 いつの時点の計数	平成29年3月31日 平成29年3月31日	平成30年3月31日 平成30年3月31日	事後	
令和1年6月18日	リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和1年6月18日	対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	様式変更による。
令和1年6月18日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	様式変更による。
令和1年10月1日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 事務の概要	国民年金法に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。	国民年金法及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。 1 国民年金法に基づき法定受託事務とされる以下の事務を行う。 1 国民年金法に基づ等務 - 届書の型及び報告(第1号被保険者に係る届書に限る。)・任意脱退申請の受理及び事実の審査第1号被保険者期間を有する者に限る。)・障害基礎年金額改定請求の受理及び事、保険料免除に係る届書・申請の受理及び事、等生の納付特例及び若年者納付猶予に係る申請の受理及び事、宣告。 後保険者または受給権者に係る届出(福祉年金を含む。)の受理及び事、の審査2 年金生活者支援給付金の支給に関する法	事前	
令和1年10月1日	3.個人番号の利用 法令上 の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項及 び別表第1の31の項	律に基づ(事務 ・支給対象者の所得情報の提供 ・請求書類の受理、事実の審査及び送付 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下)番号法と いう、第9条第1項及び別表第1の31、83、9 5の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	事前	
令和1年12月13日	- 8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	墨田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番 20号 電話:03-5608-6241	定的る命令第24条の2、第59条、第68条の2 墨田区区民部国保年金課国民年金係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番 20号 電話:03-5608-6129	事後	
令和1年12月13日	しきい値判断項目 3.重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため
令和1年12月13日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事 故の発生に伴うものであり、事 前の提出が義務付けられる 「重要な変更」に当たらないた め
	リスク対策 1.提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年6月11日	しきい値判断項目 3.重大事故	1)発生あり	2)発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	・ しきい値判断結果 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる		基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付けられる「重大な変更」に当たらないため
令和2年6月11日	リスク対策 1.提出する特定個人情報保 護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過したことに伴うものであり、事前の提出が義務付け5れる「重大な変更」に当たらないため
令和3年6月10日	対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年5月11日時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年5月11日時点	事後	
令和4年6月16日	対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月11日時点	令和4年5月17日時点	事後	
	取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月11日時点	令和4年5月17日時点	事後	
	対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月17日時点	令和5年5月22日時点	事後	
令和5年6月26日					